

資格取得支援規程

社会福祉法人美德会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美德会（以下「当法人」という。）の職員が、自発的意思に基づき自己研鑽や福祉に関する技術の習得、資格取得等のための講習会や研修会（以下「資格取得研修」という。）への参加を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象事業)

第2条 当法人が支援する対象事業は、次の各号のとおりとする。

- ① 介護福祉士実務者研修
- ② 喀痰吸引等研修
- ③ その他理事長が認める研修

(支援の内容)

第3条 当法人が支援する内容は次の各号のとおりとする。

- ① 介護福祉士実務者研修の費用の支給（上限10万円）
- ② 喀痰吸引等研修の費用の支給（全額）
- ③ その他理事長が認める研修の費用の支給（額はその都度理事長が定める）

(申請の手続き)

第4条 当法人の支援を受けて資格取得研修を申請する職員は、様式第1「研修受講申請書」を理事長に提出しなければならない。

(承認手続き)

第5条 理事長は、申請書の内容と業務への支障の有無を勘案し可否を決定する。

(勤務の取り扱い)

第6条 職員が資格取得研修に参加する場合は、原則として公休又は年次有給休暇を充てるものとする。

(結果報告)

第7条 資格取得研修が終了した職員は、研修報告書を作成しその結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

(費用助成)

第8条 資格取得研修が終了した職員は、様式第2「研修費用助成申請書」に必要な添付書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、当該研修の報告書及び研修費用助成申請に基づき、助成金を支給する。

(返還義務)

第9条 資格取得研修終了後、以下に定める一定期間内に退職した場合は、第3条に規定する助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- ① 1年以内に退職した場合：助成金の全額

- ② 1年を超えて2年以内に退職した場合：助成金の50%
- ③ 2年を超えて3年以内に退職した場合：助成金の25%
- 2 職員が虚偽の申請により不当に助成金の支給を受けたときは、その助成金の一部又は全部を返還しなければならない。
- 3 第3条①の介護福祉士実務者研修の費用助成を受けた者は、介護福祉士の資格を取得しなければならない。資格取得できなかった者は助成金を全額返還しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

第9条 第3条①の介護福祉士実務者研修の費用助成を受けた者で、介護福祉士の資格を取得できなかった者は、1年間に限りその返還を延期できる。ただし、この場合引き続き2回目の受験の意思がある者のみとし、この意思がない場合は第8条3項と同様の扱いとする。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

研修受講申請書

社会福祉法人美徳会
理事長 西尾とき子 様

事業所名 _____

職位 _____

氏名 _____ (印)

私は、社会福祉法人美徳会資格取得支援規程第2条の規定による支援を受けたいので、以下のとおり申請します。

研修の名称	
取得資格名	
研修開催期日(期間)	
経費内訳	講習受講料： テキスト代：

添付書類

- ① 研修要項
- ② 研修申込書
- ③ その他理事長が必要と認める書類

研修費用助成申請書

社会福祉法人美徳会
理事長 西尾とき子 様

事業所名 _____

職位 _____

氏名 _____ (印)

私は、社会福祉法人美徳会資格取得支援規程第2条の規定による研修を修了しましたので、関係書類を添えて、以下のとおり費用助成を申請します。

研修の名称	
取得資格名	
研修終了日	
申請額	
助成経費内訳	講習受講料： テキスト代：

添付書類

- ① 研修要項
- ② 経費を証する書類（領収書等）
- ③ 資格取得を証する書類
- ④ その他理事長が必要と認める書類